

鳥取県事務処理権限規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年 3月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

## 鳥取県規則第28号

### 鳥取県事務処理権限規則の一部を改正する規則

鳥取県事務処理権限規則（平成8年鳥取県規則第32号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項及び号の表示に下線が引かれた項及び号（以下「移動項等」という。）に対応する同表の改正後の欄中項及び号の表示に下線が引かれた項及び号（以下「移動後項等」という。）が存在する場合には、当該移動項等を当該移動後項等とし、移動項等に対応する移動後項等が存在しない場合には、当該移動項等（以下「削除項等」という。）を削り、移動後項等に対応する移動項等が存在しない場合には、当該移動後項等（以下「追加項等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中別表の細目の表示に下線が引かれた別表の細目（以下「移動別表細目」という。）に対応する次の表の改正後の欄中別表の細目の表示に下線が引かれた別表の細目（以下「移動後別表細目」という。）が存在する場合には、当該移動別表細目を当該移動後別表細目とし、移動別表細目に対応する移動後別表細目が存在しない場合には、当該移動別表細目（以下「削除別表細目」という。）を削り、移動後別表細目に対応する移動別表細目が存在しない場合には、当該移動後別表細目（以下「追加別表細目」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号及び別表の細目の表示、削除項等並びに削除別表細目を除く。以下「改正部分」という。）に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号及び別表の細目の表示、追加項等並びに追加別表細目を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正表」という。）に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正後表」という。）が存在する場合には、当該改正表を当該改正後表に改め、改正表に対応する改正後表が存在しない場合には、当該改正表を削り、改正後表に対応する改正表が存在しない場合には、当該改正後表を加える。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(11) 略</p> <p><u>(12) 総室内室長 組織規則第6条の表課及び総室内室の欄に掲げる子育て応援室、家庭福祉室、企画調査室、経営支援室、通商物流室、人材育成確保室、労働政策室、雇用就業支援室、企業立地推進室、新事業開拓室、次世代環境産業室、産学官連携室、林政企画室、県産材・林産物需要拡大室及び森林づくり推進室の長をいう。</u></p> <p><u>(13) 課内室長 組織規則第6条の表内部組織の欄に掲げる市町村税制支援室、給与室、広域観光推進室、山陰海岸ジオパーク推進室、企画総務室、</u></p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(11) 略</p> <p><u>(12) 課内室長等 組織規則第6条の表内部組織の欄に掲げる営繕室、市町村税制支援室、企画調整チーム、次世代改革チーム、日本のまつり推進</u></p>

自立支援室、医師確保推進室、感染症・新型インフルエンザ対策室、グリーンニューディール推進室、水環境保全室、企画調整室、農村整備室、水産振興室、用地室及び高速道路推進室の長をいう。

(14) 略

(15) 部長 鳥取県行政組織条例（平成6年鳥取県条例第5号）第14条第2項に規定する部局長等をいう。

(16) 局長又は課長 それぞれ組織規則第16条第5項の規定により置かれる部内局又は課の長をいう。

(17) 略

(18) 略

（専決事項）

第4条 略

2 前項の場合において、子育て支援総室、経済通商総室、雇用人材総室、産業振興総室及び森林・林業総室（以下「各総室」という。）にあっては、局長の専決事項を各総室の長（以下「総室長」という。）の専決事項と、課長の専決事項（別表第1の二6（三）、四1（三）及び五9（三）に掲げる事項を除く。）を総室内室長の専決事項とみなす。

3 略

4 行財政改革局、人権局、地域づくり支援局、子育て支援総室、くらしの安心局、経済通商総室、雇用人材総室、産業振興総室、市場開拓局、森林・林業総室、農林総合研究所及び水産振興局の事務に係る部長、局長及び課長の個別の専決事項は、それぞれ、別表第3の事務処理権限の区分の専決権者の欄に印により定めるとおりとする。この場合において、各総室にあっては、局長の専決事項を総室長の専決事項と、課長の専決事項を総室内室長の専決事項とみなす。

室、国際観光振興室、観光資源振興室、企画総務室、自立支援室、子育て応援チーム、母子・児童養護チーム、医師確保推進室、地球温暖化対策室、環境産業育成室、企画調査チーム、経営支援チーム、通商物流チーム、人材育成確保チーム、労働政策チーム、雇用就業支援チーム、企業立地推進チーム、新事業開拓チーム、産学金官連携チーム、企画調整室、地域農業基盤室、林政企画チーム、県産材・林産物需要拡大チーム、森林づくり推進チーム、水産振興室、全国豊かな海づくり大会推進室、用地室及び高速道路推進室の長をいう。

(13) 略

(14) 部長 鳥取県行政組織条例（平成6年鳥取県条例第5号）第13条第2項に規定する部局長等をいう。

(15) 局長又は課長 それぞれ組織規則第16条第5項の規定により置かれる局又は課の長をいう。

(16) 略

(17) 略

（専決事項）

第4条 略

2 前項の場合において、政策企画総室、経済通商総室、雇用人材総室、産業振興総室及び森林・林業総室（以下「各総室」という。）にあっては、局長の専決事項を各総室の長（以下「総室長」という。）の専決事項と、課長の専決事項（別表第1の二6（三）、四1（三）及び五9（三）に掲げる事項並びに次世代改革チームの事務に係るものを除く。）を各総室に置かれた課内室長等（次世代改革チームの長を除く。以下「チーム長」という。）の専決事項とみなす。

3 略

4 行財政改革局、人権局、地域づくり支援局、くらしの安心局、経済通商総室、雇用人材総室、産業振興総室、市場開拓局、森林・林業総室、農林総合研究所及び水産振興局の事務に係る部長、局長及び課長の個別の専決事項は、それぞれ、別表第3の事務処理権限の区分の専決権者の欄に印により定めるとおりとする。この場合において、各総室（政策企画総室を除く。）にあっては、局長の専決事項を総室長の専決事項と、課長の専決事項をチーム長の専決事項とみなす。

5 略

6 第1項から第5項までの規定にかかわらず、課長は、別表第1から別表第3までに掲げる事項（課長に係るものに限る。）のうち特に必要があると認める事項について、課内室長に専決させることができる。

7～10 略

（委任決裁事項）

第6条 略

2 前項の場合において、各総室にあっては、局長の委任決裁事項を総室長の委任決裁事項と、課長の委任決裁事項（別表第1の三の9、10及び16(二)並びに七1(一)(3)口に掲げる事項を除く。）を総室内室長の委任決裁事項とみなす。

3～7 略

（代決）

第9条 代決は、正当決裁権者があらかじめ定める職員が行うことができるほか、次の表の第1欄及び第2欄の区分に応じ、それぞれ当該第3欄に掲げる第1順位者が行い、正当決裁権者及び第1順位者がともに不在のときは、それぞれ当該第4欄に掲げる第2順位者が行うことができる。

本庁又は地方機関の別	正当決裁権者	第1順位者	第2順位者
1 本庁	(1) 知事	副知事（副知事が欠けたときは、 <u>統轄監</u> ）	主務部長
	(2) 副知事	<u>統轄監</u>	主務部長
	略		
	(5) 課長	略	
		課内室長	
		略	
略			

2 副知事が欠けた場合における第6条第1項の規定の適用については、別表第1中「副知事」とあるのは、「統轄監」とする。この場合において、統轄監が不在の場合は、主務部長が代決することができる。

5 略

6 第1項から第5項までの規定にかかわらず、課長は、別表第1から別表第3までに掲げる事項（課長に係るものに限る。）のうち特に必要があると認める事項について、課内室長等に専決させることができる。

7～10 略

（委任決裁事項）

第6条 略

2 前項の場合において、各総室にあっては、局長の委任決裁事項を総室長の委任決裁事項と、課長の委任決裁事項（別表第1の三の9、10及び17(二)並びに七1(一)(3)口に掲げる事項並びに次世代改革チームの事務に係るものを除く。）をチーム長の委任決裁事項とみなす。

3～7 略

（代決）

第9条 代決は、正当決裁権者があらかじめ定める職員が行うことができるほか、次の表の第1欄及び第2欄の区分に応じ、それぞれ当該第3欄に掲げる第1順位者が行い、正当決裁権者及び第1順位者がともに不在のときは、それぞれ当該第4欄に掲げる第2順位者が行うことができる。

本庁又は地方機関の別	正当決裁権者	第1順位者	第2順位者
1 本庁	(1) 知事	副知事	主務部長
	(2) 副知事	<u>総務部長</u>	主務部長
	略		
	(5) 課長	略	
		課内室長等	
		略	
略			

2 前項の場合において、副知事が欠けたときは、同項の表中「副知事」とあるのは、「総務部長」とする。



<p>例（昭和三十九年鳥取県条例第8号）の規定の適用を受けないもの</p> <p>(二) (一)以外のもの</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 軽易なもの</p> <p>イ 地方機関が管理する財産に係るもの（出納機関に指定しない地方機関が管理することとなる財産の借受けを除く。）</p> <p>ロ イ以外のもの</p>										
<p>2 公有財産の取得（会計に関する事務に係る決裁を除く。）</p> <p>(一)及び(二) 略</p>										
<p>3 公有財産の処分（会計に関する事務に係る決裁を除く。）</p> <p>(一)及び(二) 略</p>										
<p>4 略</p>										
<p>5 略</p>										
<p>6 略</p>										
<p>7 公有財産の所属又は管理</p> <p>(一) 重要なもの</p> <p>(二) 軽易なもの</p>										
<p>8 公有財産の滅失又はき損の調査又は報告</p> <p>(一) 重要なもの</p> <p>(二) 軽易なもの</p> <p>(1) 本行が管理する公有財産に係るもの</p> <p>(2) 地方機関が管理する公有財産に係るもの</p>										
<p>9 略</p>										
<p>10 公有財産の借受者、買受者、譲受者又は私権の設定を受けた者が催告を履行しない場合の契約の解除その他の必要な措置</p> <p>(一) 特に重要なもの</p> <p>(二) (一)以外のもの</p> <p>(1) 地方機関の長に委任された事務に係るもの</p> <p>(2) (1)以外のもの</p> <p>イ 重要なもの</p> <p>ロ 軽易なもの</p>										
<p>11 管理する公有財産を他の所属が使用することについて行う承認</p> <p>(一) 本行が管理する公有財産に係るもの</p> <p>(二) 地方機関が管理</p>										
<p>鳥取県条例第8号）の規定の適用を受けないもの</p> <p>(二) (一)以外のもの</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 軽易なもの</p> <p>イ ロ以外のもの</p> <p>ロ 地方機関が管理する財産に係るもの（出納機関に指定しない地方機関が管理する普通財産の借受けを除く。）</p>										
<p>2 公有財産の取得（契約に係る決裁を除く。）</p> <p>(一)及び(二) 略</p>										
<p>3 公有財産の処分（契約に係る決裁を除く。）</p> <p>(一)及び(二) 略</p>										
<p>4 普通財産の譲与又は減額縮減（契約に係る決裁を除く。）</p> <p>(一) 特に重要なもの</p> <p>(二) (一)以外のもの</p>										
<p>5 略</p>										
<p>6 略</p>										
<p>7 略</p>										
<p>8 公有財産の所属又は管理</p>										
<p>9 公有財産の滅失又はき損の調査又は報告</p>										
<p>10 略</p>										



	( 総合事務所長の名において処理することが適当であるものに限る。 )																			
	3 本庁の庁舎の使用割当の決定又は変更																			
	4 本庁の庁舎の暖冷房開始及び終了の時期の決定																			
	5 本庁の構内電話の架設、廃止又は変更																			
	6 本庁の庁舎内の電気機器使用の承認																			

防  
災  
チ  
ー  
ム

略

消  
防  
チ  
ー  
ム

財  
政  
課

一 地方自治法に基づく知事の権限に属する事務

1 同法第19条第2項の規定による予算についての総務大臣への報告及び公表

2 同法第20条第2項ただし書の規定による歳出予算の各項目の経費の金額の流用

3 同法第20条第1項の規定による地方債の起債

4 同法第23条第6項の規定による決算についての総務大臣への報告及び公表

5 同法第26条の3第1項及び第3項の規定による一時借入金の借入れ及び当該借入金の償還

二 地方自治法(昭和23年法律第109号)に基づく知事の権限に属する事務

1 同法第5条の3第1項の規定による起債についての総務大臣への協議

2 同法第5条の3第5項の規定による起債についての議会への報告

3 同法第5条の4第1項及び第4項の規定による起債の許可についての総務大臣への申請

4 同法附則第33条の7第4項の規定による起債の許可についての総務大臣への申請

防  
災  
チ  
ー  
ム

略

消  
防  
チ  
ー  
ム

略





	<p>する事</p>	<p>計金額（請負契約の対象となる部分の設計金額をいう。総務課の項の四から六までにおいて同じ。）が5億円以上の工事に係るもの</p> <p>(二) 請負対象設計金額が5億円未満の工事に係るもの</p> <p>(1) 工事費が2億円以上の工事に係るもの</p> <p>(2) 工事費が2億円未満の工事に係るもの</p> <p>イ 建築工事に係るもの</p> <p>(イ) 管理費に係る本庁舎等（本庁舎、第二庁舎、議会棟、知事公舎、県外施設及び本庁発注工事に密接な関係があるもの又は工事の性質上地方機関で発注することが適当でないもの。総務課の項の四から六までにおいて同じ。）の工事に係るもの</p> <p>(ロ) (イ)以外のもの</p> <p>a 東部総合事務所及び八頭総合事務所の所管区域に係るもの</p> <p>b 中部総合事務所の所管区域に係るもの</p> <p>c 西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域に係るもの</p> <p>ロ 設備工事に係るもの</p> <p>(イ) 工事費が6,000万円以上の工事に係るもの</p>	<p>東部総合事務所 所長</p> <p>中部総合事務所 所長</p> <p>西部総合事務所 所長</p>
--	------------	--	---













係るもの									
8 他部署の所掌に係る営繕工事の受託の決定									
<p>9 営繕工事に係る一般競争入札又は指名競争入札の執行</p> <p>(一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事に係るもの</p> <p>(二) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの</p> <p>(1) 建築工事に係るもの</p> <p>イ 営繕費に係る本庁舎等の工事に係るもの</p> <p>ロ イ以外のもの</p> <p>(イ) 東部総合事務所及び八頭総合事務所の所管区域に係るもの</p> <p>(ロ) 中部総合事務所所管区域に係るもの</p> <p>(ハ) 西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域に係るもの</p> <p>(2) 設備工事に係るもの</p> <p>イ 請負対象設計金額が6,000万円以上の工事に係るもの</p> <p>ロ 請負対象設計金額が6,000万円未満の工事に係るもの</p> <p>(イ) 営繕費に係る本庁舎等の工事に係るもの</p> <p>(ロ) (イ)以外のもの</p> <p>a 東部総合事務所及び八頭総合事務所所管区域に係るもの</p> <p>b 中部総合事務所所管区域に係るもの</p> <p>c 西部総合事務所及び日野総合事務所</p>									<p>東部総合事務所長</p> <p>中部総合事務所長</p> <p>西部総合事務所長</p> <p>東部総合事務所長</p> <p>中部総合事務所長</p> <p>西部総合事務所長</p>



	務所の 所管区 域に係 るもの								
	10 不動産登記法 (明令32年法律第 24号)に基づく不 動産の登記 (一) 東部総合事 務所及び八頭総 合事務所の所管 区域に係るもの (二) 中部総合事 務所の所管区域 に係るもの (三) 西部総合事 務所及び日野総 合事務所の所管 区域に係るもの							東部総合事務 所長 中部総合事務 所長 西部総合事務 所長	
五 営繕工事	1 同規則第21条の 規定による入札者 の指名 (一) 請負対象設 計金額が2億円 以上の工事に係 るもの (二) 請負対象設 計金額が2億円 未満の工事に係 るもの (1) 建築工事 に係るもの イ 営繕費に 係る本庁舎 等の工事に 係るもの ロ イ以外の もの (イ) 東部 総合事務 所及び八 頭総合事 務所の所 管区域に 係るもの (ロ) 中部 総合事務 所の所管 区域に係 るもの (ハ) 西部 総合事務 所及び日 野総合事 務所の所 管区域に 係るもの (2) 設備工事 に係るもの イ 請負対象 設計金額が 6,000万円以 上の工事に 係るもの ロ 請負対象 設計金額が 6,000万円未 満の工事に 係るもの (イ) 営繕 費に係る 本庁舎等 の工事に 係るもの (ロ) (イ) 以外のも の a 東部 総合事 務所及 び八頭 総合事 務所の							東部総合事務 所長 中部総合事務 所長 西部総合事務 所長 東部総合事務 所長	

中部総合事務所長

西部総合事務所長

東部総合事務所長

中部総合事務所長

西部総合事務所長

東部総合事務所

所管区域に係るもの  
b 中部総合事務所の所管区域に係るもの  
c 西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域に係るもの  
(三) 委託建設計金額（委託契約の対象となる部分の設計金額をいう。総務課の項の五において同じ。）が5,000万円以上の委託業務に係るもの  
(四) 委託建設計金額が500万円以上5,000万円未満の委託業務に係るもの  
(五) 委託建設計金額100万円未満の委託業務に係るもの  
(1) 建築工事に係るもの  
イ 営繕費に係る本庁舎等の工事に係るもの  
ロ イ以外のもの  
(イ) 東部総合事務所及び八頭総合事務所の所管区域に係るもの  
(ロ) 中部総合事務所の所管区域に係るもの  
(ハ) 西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域に係るもの  
(2) 設備工事に係るもの  
イ 請負対象設計金額が6,000万円以上の工事に係るもの  
ロ 請負対象設計金額が6,000万円未満の工事に係るもの  
(イ) 営繕費に係る本庁舎等の工事に係るもの  
(ロ) (イ)以外のもの  
a 東部

					総合事務所及び八頭総合事務所の所管区域に係るもの b 中部総合事務所の所管区域に係るもの c 西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域に係るもの 所長
2	同規則第27条の規定による予定価格の決定				
	(一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事に係るもの				中部総合事務所長
	(二) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの				西部総合事務所長
	(1) 建築工事に係るもの				
	イ 営繕費に係る本庁舎等の工事に係るもの				東部総合事務所長
	ロ イ以外のもの				
	(イ) 東部総合事務所及び八頭総合事務所の所管区域に係るもの				中部総合事務所長
	(ロ) 中部総合事務所の所管区域に係るもの				西部総合事務所長
	(ハ) 西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域に係るもの				
	(2) 設備工事に係るもの				
	イ 請負対象設計金額が6,000万円以上の工事に係るもの				
	ロ 請負対象設計金額が6,000万円未満の工事に係るもの				
	(イ) 営繕費に係る本庁舎等の工事に係るもの				東部総合事務所長
	(ロ) (イ)以外のもの				
	a 東部総合事務所及び				

		<p>び八頭 総合事 務所の 所管区 域に係 るもの</p> <p>b 中部 総合事 務所の 所管区 域に係 るもの</p> <p>c 西部 総合事 務所及 び日野 総合事 務所の 所管区 域に係 るもの</p> <p>(三) 委託建設 計金額が5,000万 円以上の委託業 務に係るもの</p> <p>(四) 委託建設 計金額が500万円 以上5,000万円未 満の委託業務に 係るもの</p> <p>(五) 委託建設 計金額が500万円 未満の委託業務 に係るもの</p> <p>(1) 建築工事 に係るもの</p> <p>イ 営繕費に 係る本庁舎 等の工事に 係るもの</p> <p>ロ イ以外の もの</p> <p>(イ) 東部 総合事 務所及び八 頭総合事 務所の所 管区域に 係るもの</p> <p>(ロ) 中部 総合事 務所の所 管区域に 係るもの</p> <p>(ハ) 西部 総合事 務所及び日 野総合事 務所の所 管区域に 係るもの</p> <p>(2) 設備工事 に係るもの</p> <p>イ 請負対象 設計金額が 6,000万円以 上の工事に 係るもの</p> <p>ロ 請負対象 設計金額が 6,000万円未 満の工事に 係るもの</p> <p>(イ) 営繕 費に係る 本庁舎等 の工事に 係るもの</p> <p>(ロ) (イ) 以外のも の</p> <p>a 東部 総合事 務所及 び八頭</p>	<p>中部総合事務 所長</p> <p>西部総合事務 所長</p> <p>東部総合事務 所長</p> <p>中部総合事務 所長</p> <p>西部総合事務 所長</p> <p>東部総合事務 所長</p>
--	--	---	---



			務所の 所管区 域に係 るもの b 中部 総合事 務所の 所管区 域に係 るもの c 西部 総合事 務所及 び日野 総合事 務所の 所管区 域に係 るもの			中部総合事務 所長  西部総合事務 所長
		4 同規則第1条第 1項の規定による 最低制限価格の決 定 (一) 請負対象設 計金額が2億円 以上の工事に係 るもの (二) 請負対象設 計金額が2億円 未満の工事に係 るもの (1) 建築工事 に係るもの イ 営繕費に 係る本庁舎 等の工事に 係るもの ロ イ以外の もの (イ) 東部 総合事務 所及び八 頭総合事 務所の所 管区域に 係るもの (ロ) 中部 総合事務 所の所管 区域に係 るもの (ハ) 西部 総合事務 所及び日 野総合事 務所の所 管区域に 係るもの (2) 設備工事 に係るもの イ 請負対象 設計金額が 6,000万円以 上の工事に 係るもの ロ 請負対象 設計金額が 6,000万円未 満の工事に 係るもの (イ) 営繕 費に係る 本庁舎等 の工事に 係るもの (ロ) (イ) 以外のも の a 東部 総合事 務所及 び八頭 総合事 務所の			東部総合事務 所長  中部総合事務 所長  西部総合事務 所長  東部総合事務 所長	

	所管区域に係るもの	
	b 中部総合事務所の所管区域に係るもの	中部総合事務所 所長
	c 西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域に係るもの	西部総合事務所 所長
(三)	委託建設 計金額が5,000万円以上の委託業務に係るもの	
(四)	委託建設 計金額が500万円以上5,000万円未満の委託業務に係るもの	
(五)	委託建設 計金額が500万円未満の委託業務に係るもの	
	(1) 建築事に係るもの	
	イ 営繕に係る本庁舎等の工事に係るもの	
	ロ イ以外のもの	
	(イ) 東部総合事務所及び八頭総合事務所の所管区域に係るもの	東部総合事務所 所長
	(ロ) 中部総合事務所 の所管区域に係るもの	中部総合事務所 所長
	(ハ) 西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域に係るもの	西部総合事務所 所長
	(2) 設備事に係るもの	
	イ 請負対象設計金額が6,000万円以上の工事に係るもの	
	ロ 請負対象設計金額が6,000万円未満の工事に係るもの	
	(イ) 営繕費に係る本庁舎等の工事に係るもの	
	(ロ) (イ)以外のもの	
	a 東部総合事務所及び八頭総合事務所の所管区	東部総合事務所 所長

		域に係るもの b 中部総合事務所の所管区域に係るもの c 西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域に係るもの						中部総合事務所長 西部総合事務所長
六	営繕工事に係る鳥取県建設工事執行規則（昭和48年鳥取県規則第6号）に基づく知事の権限に属する事務	1 同規則第5条第1項又は第2項の規定による契約書の作成 (一) 建築工事に係るもの (1) 営繕に係る本庁舎等の工事に係るもの (2) 請負対象設計金額（請負契約締結後に請負対象設計金額を変更した場合にあっては、当初の請負対象設計金額。（3）及び（二）において同じ。）が2億円以上の工事に係るもの イ 東部総合事務所及び八尾総合事務所の所管区域に係るもの ロ 中部総合事務所の所管区域に係るもの ハ 西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域に係るもの (3) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの イ 東部総合事務所及び八尾総合事務所の所管区域に係るもの ロ 中部総合事務所の所管区域に係るもの ハ 西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域に係るもの (二) 設備工事に係るもの (1) 営繕に係る本庁舎等の工事に係るもの (2) 請負対象						東部総合事務所長 中部総合事務所長 西部総合事務所長 東部総合事務所長 中部総合事務所長 西部総合事務所長









